

条例に基づく主な支援施策の概要

相談及び情報の提供等

「広島市犯罪被害者等総合相談窓口」

犯罪被害を受けた人などからの相談や問い合わせに対し、各種支援制度の案内や関係機関のご紹介などを行います。

TEL : 082-504-2722

FAX : 082-504-2712

相談日時: 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝休日、8月6日、12月29日～1月3日を除きます。)

経済的負担の軽減★

見舞金の支給

犯罪行為により被害に遭われたご本人、そのご遺族に対して応急的な経済的支援として見舞金を支給します。

遺族見舞金 : 30万円

重傷病見舞金 : 10万円

日常生活の支援★

家事・介護費用助成

犯罪被害により、家事・介護を行うことが困難となったため、そのサービスを提供する事業者を利用した場合、その費用を一定額まで助成します。

一時保育費用助成

犯罪被害により、就学前のお子様の保育が困難となったため、本市の「一時預かり事業」を利用した場合、その費用を一定額まで助成します。

居住の安定・安全の確保★

転居費用助成

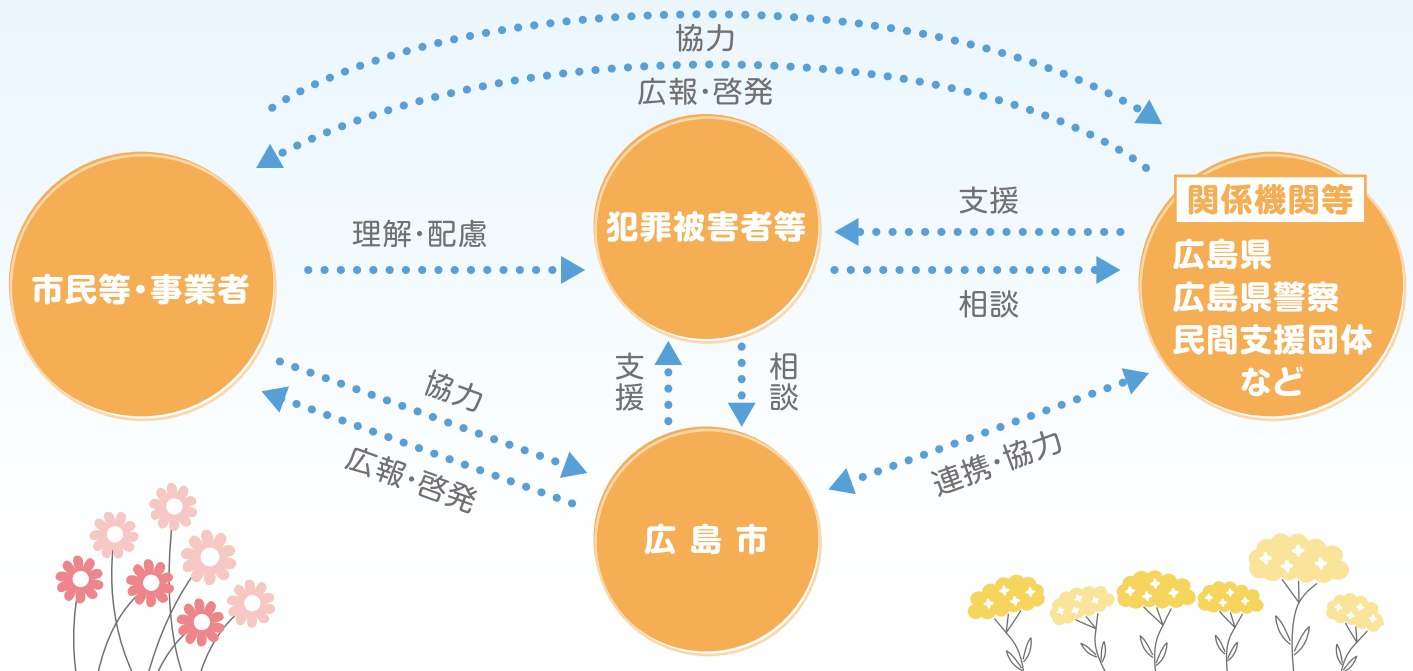
犯罪被害により、現在の住居に居住できなくなった場合、新たな住居へ転居するためにかかった費用や転居を前提として宿泊施設を仮住まいとした場合の費用を一定額まで助成します。

1事件につき : 限度額20万円

※ ★印の付いた支援施策は、死亡や重傷病の犯罪被害に遭われた犯罪被害者等が対象となります。

※ 支援施策のご利用に当たって、一定の要件がありますので、詳細については総合相談窓口又は、下記問い合わせ先にご相談ください。

犯罪被害者等支援のためのしくみ



広島市 市民局 市民安全推進課

問い合わせ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 E-mail: minbo@city.hiroshima.lg.jp

TEL : 082-504-2714 FAX : 082-504-2712